

審 査 基 準

A-e-15

平成 21 年 6 月 1 日作成

法 令 名： 道路交通法
根 拠 条 項： 第 107 条の 7 第 3 項
処 分 の 概 要： 国外運転免許証の交付
原権者(委任先)： 愛知県公安委員会
法 令 の 定 め： 道路交通法第 107 条の 7 第 1 項及び第 2 項（国外運転免許証の交付） 道路交通法施行規則第 37 条の 8（国外運転免許証の交付）、第 37 条の 9（国外運転免許証交付申請書）、第 37 条の 10（国外運転免許証で運転することができる自動車等の指定）
審 査 基 準： 「法令の定め」に尽くされている。
標 準 処 理 期 間： 運転免許試験場、東三河運転免許センターは 1 日、中村警察署は 16 日(行政庁の休日は含まない)
申 請 先： 運転免許試験場、東三河運転免許センター又は中村警察署の免許窓口
問 い 合 わ せ 先： 愛知県警察運転免許試験場免許管理係 電話 (052) 810-3211 内線 320
備 考：